

# はね返そう!! 小泉内閣の増税計画 守り抜こう、私たちのくらしと福祉

## すでに増税スタート、2006年にはさらなる増税が

自民党と公明党に支えられた小泉内閣は、2006年から増税を強行します。すでに2005年は所得税の老年者控除が廃止され、同居の妻の均等割非課税制度や配偶者特別控除の上乗せ分も廃止。生活保護世帯の老齢加算が引き下げられ、母子加算の対象が狭められました。そして、2006年からは所得税と市都民税の定率減税が半減され、市都民税の老年者控除と高齢者非課税限度額を廃止、市都民税の公的年金等控除も縮減されます。また、生活保護世帯の老齢加算が廃止され、母子加算の対象はさらに狭められます。

### 実施または決定されている負担増

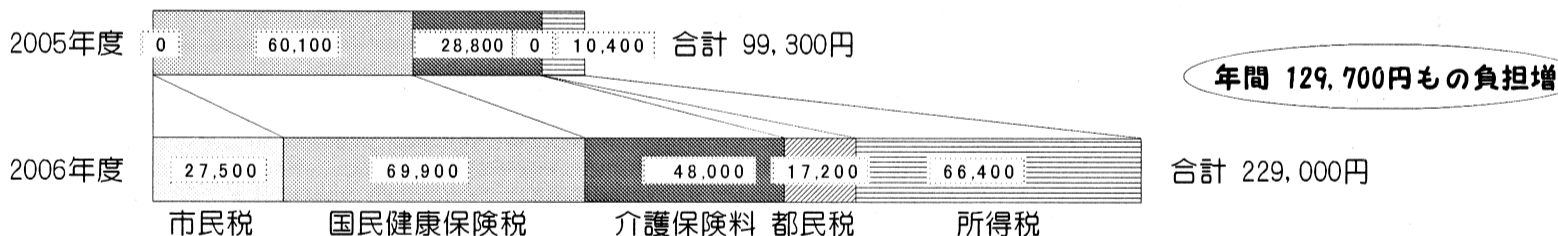
2004年	所得税の配偶者特別控除の廃止	2006年	生活保護の老齢加算の廃止
2005年	所得税の老年者控除の廃止		生活保護の母子加算の対象を縮減
	所得税の公的年金等控除の縮減		市都民税の定率減税の半減
	市都民税の同居の妻均等割2分の1課税		市都民税の老年者非課税限度額の廃止
	市都民税の配偶者特別控除の廃止		市都民税の公的年金等控除の縮減
	長期譲渡100万円控除の廃止		市都民税の老年者控除の廃止
	長期所得の損益通算の廃止		市都民税の低所得高齢者の非課税限度額の廃止
2006年	所得税の定率減税の半減		市都民税の同居の妻均等割全額課税

## 年金生活者に大打撃、13万円もの負担増(単身者)

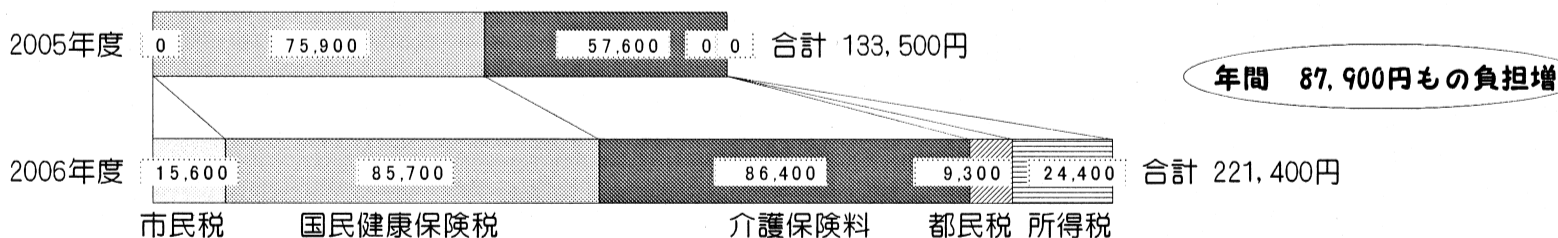


下記のグラフは、私が2005年12月議会で一般質問を行なうにあたり、小金井市に作成してもらった「2005年度と2006年度との市都民税等負担額の比較」表をもとに、グラフ化したものです。なお、「介護保険料」は国の税制改定による影響のみを示しており、介護保険制度の3年ごとの見直しによる2006年4月からの介護保険料の引き上げ額は含んでいません。

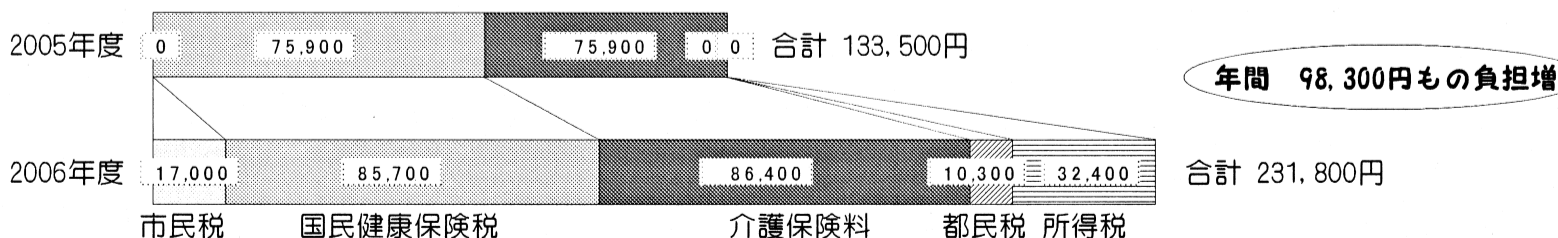
### [65歳以上で、年金収入250万円の単身世帯の場合]



### [65歳以上で、年金収入250万円の夫婦世帯(配偶者70歳以上)の場合]



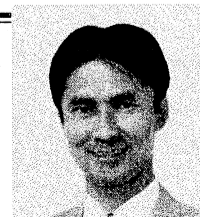
### [65歳以上で、年金収入250万円の夫婦世帯(配偶者70歳未満)の場合]



日本共産党  
市議会議員

板倉真也

184-0014 小金井市貫井南町4-20-31 FAX 042(386)0404 itakura@aioros.ocn.ne.jp 2006年1月



# 2007年には定率減税を廃止!! いっそう負担増に 収入が増えないのに市民税・都民税・所得税がさらにアップ

2005年12月15日、自民党と公明党は、2006年度与党税制改定大綱を決定。2006年の通常国会に所得税と市都民税の定率減税廃止法案を提出し、2007年には廃止するとしています。定率減税が廃止されたら、所得税も市都民税もさらなる増税に。しかも、市民税額で計算されている国民健康保険税や介護保険料も、自動的に引き上がります。

[定率減税の半減・廃止にともなう小金井市民の市都民税額、所得税額の推移比較表]

[いずれも年額]

給与収入	市民税・都民税の税額			所得税の税額			
		2005年度	2006年度 定率減税半減	2007年度 定率減税廃止	2005年分	2006年分 定率減税半減	2007年分 定率減税廃止
300万円	市民税	7,600円	8,000円	8,400円	0円	0円	0円
	都民税	4,000円	4,300円	4,600円			
	合計	11,600円	12,300円	13,000円			
500万円	市民税	41,800円	45,200円	48,600円	95,200円	107,100円	119,000円
	都民税	26,800円	29,100円	31,400円			
	合計	68,600円	74,300円	80,000円			
700万円	市民税	119,300円	129,600円	139,800円	210,400円	236,700円	263,000円
	都民税	51,300円	55,700円	60,200円			
	合計	170,600円	185,300円	200,000円			
900万円	市民税	238,100円	253,000円	267,800円	412,800円	464,400円	516,000円
	都民税	81,900円	87,000円	92,200円			
	合計	320,000円	340,000円	360,000円			

※世帯主、配偶者および子ども2人の4人世帯で、世帯主の給与収入以外の収入はなく、子どものうち1人は特定扶養親族の場合を想定。

16歳～22歳

※社会保険料控除額を、給与収入の10%として算出。

## 各種控除の縮減・廃止で市都民税が課税されると 福祉サービス利用料金がアップあるいは利用できなくなる

■サービス利用者が、市都民税非課税から課税に変わったことにより利用料金がアップする事業

軽度生活援助	自立支援住宅改修	自立支援日常生活用具	食の自立支援(配食サービス)
緊急通報システム	火災安全システム	徘徊高齢者家族支援サービス	

■サービス利用者が、市都民税非課税から課税に変わったことにより利用できなくなる事業

おむつサービス	高齢者福祉電話
---------	---------

■所得金額の増額により利用者負担金が増加する事業(2006年度から)

高齢者住宅
-------



2005年  
12月議会

「市都民税が非課税から課税になる人に対して  
引き続き利用できるように2年間の経過措置を設けたい」  
私の質問に担当部長が明言

税制改定により、介護保険料が現在第2段階(年額28,800円)の人が、2006年度からいっきよに第4段階(年額48,000円)に跳ね上がる人が出てきます。そのため国は、介護保険料の負担増分を2年間かけて段階的に引き上げる措置(激変緩和措置)を行ないます。小金井市は、激変緩和措置の対象となる人に対して、これまでどおり利用できる措置をとることを表明しました。